

Lesson 2

税務

第5回

出題・解説

八木会計事務所
税理士

八木正宣

第1問

- 事業所得の計算上、必要経費として収入金額から控除できる項目を次の中からすべて選んでください。
- ① 従業員給与
 - ② 子供の養育費用
 - ③ 同窓会での飲食費
 - ④ 自宅兼事業所にかかる電気代のうち事業使用分として算出した金額

解説

所得税の計算上、所得は10種類に分類されていることは、第3回で説明しました。今回はそのうちの事業所得について説明します。

事業所得とは、個人事業を営んでいる人の事業から生ずる所得をいいます。ただし不動産の貸付や山林の譲渡による所得は、事業所得ではなく、原則それぞれ不動産所得・山林所得として取り扱われます。

事業所得の金額は、その年の1月1日から12月31日までの間に発生した総収入金額から必要経費を差し引いて計算します。必要経費とはその名のとおり、事業収入を得るために必要な費用です。

例えば、商品の仕入費用や給与・賃金、地代家賃、水道光熱費、通信費などが挙げられます。

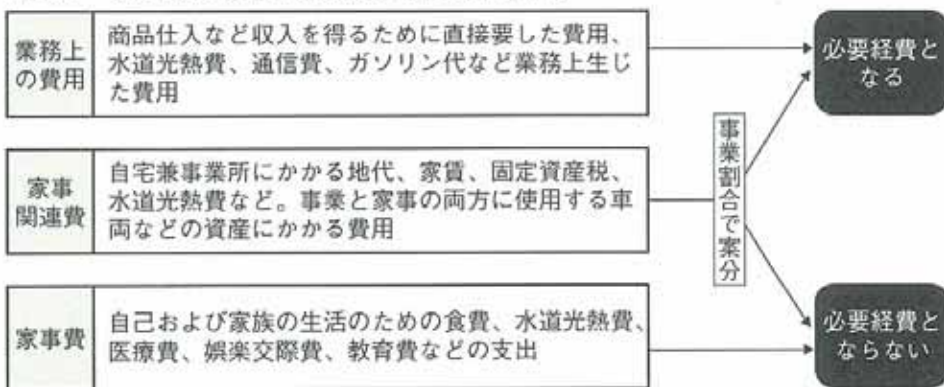
必要経費を計算するときには、家事費と区別する必要があるため、その判断が難しいとされています。

●家事関連費に十分注意

個人事業主の支出は、おおむね家事費と業務上の費用、そして家事と業務の両方にかかる家事関連費に区分されます。業務上の費用は当然に必要経費となり、他方、家事費は当然に必要経費に含めることはできません。

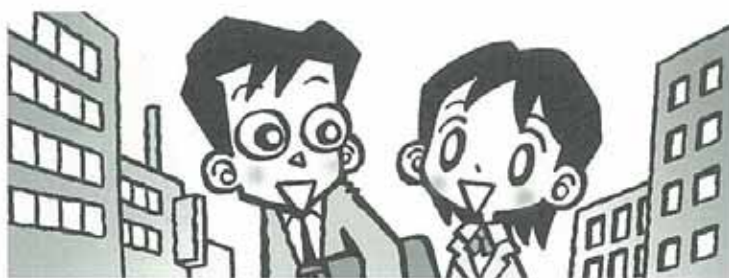
家事関連費については、床面積、使用時間、使用回数など客観的な基準により事業のために使用

図表1 必要経費になる費用とならない費用



した割合(事業割合)を求め、家事関連費を事業割合によって案分して必要経費に算入する金額を求めます(図表1)。

以上から、正解は①④となります。



テーマ 事業所得と青色申告制度

図表2 青色申告と白色申告

	青色申告	白色申告
記帳の義務	複式簿記のルールに則った一定の記帳が必要。現金出納帳、経費帳、売掛・買掛帳、固定資産台帳などを作成	原則として、事業所得が300万円以下であれば記帳の義務はないが、現実的には何らかの記帳が必要
決算書の作成	損益計算書と貸借対照表	収支内訳書
主な特典	最大65万円の青色申告特別控除	—
	一定の家族に対する給与は必要経費に計上…事前に届け出た金額で適正額であればOK	一定の家族に対する給与は必要経費に計上…配偶者については最大86万円、配偶者以外は最大50万円
	減価償却や貸倒引当金などの必要経費に関する特例	—
	事業所得が赤字の場合、その赤字を3年間繰り越して、翌年以降の年度の所得と通算が可能	—

解説
 所得税は、納税者自身が課税所得と所得税額を正しく計算し、納税するという申告納税制度を採用しています。1年間に生じた所得を正しく計算して申告するためには、収入

金額や必要経費に関する取引を日々帳簿に記帳し、その根拠となった領収書や請求書などを保存しておく必要があります。この所得税の申告方法には、「青色申告」と「白色申告」の2

第2問

所得税の確定申告について、青色申告ができる人を次の中からすべて選んでください。

- ① 所得が給与のみの人
- ② 事業所得が生ずる業務を行っている人
- ③ 不動産所得が生ずる業務を行っている人

種類があります。青色申告制度は、正規の簿記による記帳など一定の帳簿が必要となりますが、その分所得税を計算するうえで有利な取扱いが受けられます(図表2)。

●青色申告承認申請書が必要

青色申告により確定申告したい場合には、あらかじめ「青色申告承認申請書」を所轄の税務署長に提出する必要があります。提出期限は、青色申告を受けようとする年の3月15日まで(その年の1月16日以後に新たに開業した人は、開業の日から2ヵ月以内)となっています。青色申告承認申請書の提出がない場合には、白色申告による確定申告となるので注意が必要です。

この青色申告制度は、帳簿の作成が必要な「不動産所得」「事業所得」、または「山林所得」を生ずる業務を行っている人が対象となります。

以上から、正解は②③です。

88